

はだの環境マネジメントシステム
地球温暖化防止ガイドライン

初版制定 : 令和2年4月1日

秦野市

1 目的

秦野市（以下「本市」という。）では、地球温暖化防止対策として、エネルギーの使用の合理化を図るため、電気、灯油、都市ガス、LP ガス、ガソリン及び軽油等の使用量の削減について各課等で取り組む事項を定める。

また、併せて、天然資源を守るため、水の使用量の削減について各課等で取り組む事項を定める。

2 地球温暖化防止の基本的考え方



地球温暖化は、我々が化石燃料を燃焼させることにより、地中に固定化されていた炭素を大気中に放出することで、大気中の炭素濃度が上昇し、温室効果が強化されることで起こる。また、化石燃料の燃焼によって発電された電力を利用することも、地球温暖化につながる。

平成29年3月に策定した「秦野市役所地球温暖化対策実行計画」では、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とし、目標年度である令和3年度の温室効果ガスを基準年度である平成25年度比で10%削減することを目標としており、目標達成に向けて各種取組を進める。

3 エネルギーの使用の合理化に関する取組方針

本市では、地球温暖化防止対策を推進するため、エネルギーの使用の合理化に関する取組方針を次のとおり定める。

- (1) 環境管理責任者、環境管理推進委員会を中心に、エネルギーの使用の合理化を組織的にすすめる。
- (2) 道路照明、車両燃料等を除くエネルギーの使用量について、エネルギー消費原単位で中長期的にみて年平均1%以上低減させるよう努める。
- (3) 施設の新設、改修に当たっては、エネルギーの効率的な利用が図られるよう、壁や窓の配置及び構造に留意する。
- (4) エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、エネルギー消費効率が悪く、かつ、効率的な使用が可能となるものを導入するように努める。
- (5) 既設設備の更新、改善を図るとともに、当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等に有効な付加設備の導入を図る。
- (6) 既設設備の更新等において、投資額を5年以内に回収できるものは、可能な限りこれを実施する。
- (7) エネルギーを消費する設備の運転及び保守、点検、その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行う。
- (8) 公用車の更新、新規購入時には、排出ガス低減及び燃費性能等に優れた車両を導入する。

4 電気使用量の削減

(1) 全職員の実施事項

次の項目は、全職員が実施する。また、各課等の環境管理推進員から指名された実行員は、これらの事項が徹底されるように周知・啓発を図る。

- ア 空調温度管理の徹底（夏期28℃、冬期20℃を目安とする。）
- イ 昼休み消灯の徹底
- ウ セキュリティ対策実施時を除く、パソコンの昼休み・不在時（30分以上）の電源オフ
- エ パソコンの帰宅時電源オフ
- オ 不要照明の消灯（トイレ、面接室等）
- カ ブラインド、カーテンの利用による、室内温度の調整
- キ パソコンの省電力モードの活用（自動スリープ機能の利用）
- ク エレベーター利用の原則禁止（健康上の配慮が必要な場合を除く）。

また、委託業者、出入り業者へ協力を要請する。

- ケ 冷蔵庫及び冷凍庫については、私物を入れるものは、使用しない。
- コ 空調機器等について、フィルター清掃等各機器の効率を高めるための点検を行い、必要な場合は清掃等を行う。
- サ 風除室が設置されている場合、空調の不使用时には、天候等を考慮し、室内側自動ドアを常時開放する。

(2) 設備更新等での配慮事項

各課等の長は、設備更新や新規導入に当たって、次の事項に配慮しなければならない。また、次に掲げる事項以外の各種の設備や機器の導入、更新に当たっては、取組方針に従い、可能な限りエネルギー効率の高いものを導入するように努める。

- ア 電気を使用して加熱・保温するポットは、可能な限り早く保温型ポットに切り替える。
- イ h f インバーター式又はインバーター式の照明器具でない蛍光灯を使用している施設は、切り替えを行う。
- ウ 道路照明の老朽化に伴う切り替えや新設時にナトリウム灯に切り替えを行う。

5 化石燃料の使用削減

(1) 空気取り入れ量の調整による燃料使用量（電気、灯油、都市ガス）の削減

文化会館、総合体育館、保健福祉センター、本庁舎等の各施設では、化石燃料の燃焼効率を向上させるために、空気取り入れ量の調整を行い、燃料使用量の削減を図る。

(2) ガソリン及び軽油（自動車燃料）の削減

専用車、指定車、配属共用車が配属された課等は、次のとおり取り組みをすすめる。

ア アイドリングストップ車を含む低公害車の導入を推進する。車両の更新時等には、グリーン購入の対象となる低公害車を購入する。

イ 集中管理方式の導入など、車両の効率的利用により、車両台数を削減する。

ウ 日々の走行距離及び給油量を記録するとともに、エコドライブ、安全運転教育を推進し、燃費向上につなげる。

エ 職員の通勤用の自動車について、ノーカーデーを推進する。毎週水曜日は、ノーカーデーとし、公用車についても業務に支障のない範囲でノーカーデーを推進する。

オ 自転車利用の促進。近距離（2km 以内）は、自転車利用を促進する。自転車は、環境管理推進事務局で用意し、申し込みにより貸与する。

6 水の使用量削減

水の使用量削減のために、次のような設備面による配慮を実施する。

ア 自動センサー水栓の導入等

手動水栓の老朽化に伴う切り替え及び新設の場合は、自動センサー水栓を導入する。また、老朽化に伴う切り替え時だけでなく、積極的に自動センサー水栓を取り入れる。手動の場合は、節水こまを使用する。

イ トイレの2度流し防止（流水音発生装置）を導入する。

ウ 便器の老朽化等に伴う切り替え時に節水型便器へ転換する。

エ 雨水浸透枳や散水等に使用するための雨水貯留槽等の雨水利用設備を導入する。

7 エネルギーの使用の合理化のための点検・評価

地球温暖化防止ガイドラインの実施状況を確認し、エネルギーの使用の合理化を図るため、各課等では、各種エネルギーの使用量等を点検、評価する。

項目	担当部署	監視・測定方法、記録
エネルギー使用量	各課等	各種エネルギーの使用量を測定し、「光熱水使用量調査表」（様式 - 温暖化1）に記録し、半期ごとに環境管理推進事務局に報告する。
自動車燃費	車両配属課	走行距離及び給油記録を基に、「自動車燃費報告書」（様式 - 温暖化2）を作成し、半期ごとに環境管理推進事務局に報告する。

8 記録と保管

地球温暖化防止に関する環境記録は、次のとおりとする。

No.	記録の名称	作成者	審査	承認	保管元	保管期間
1	様式 - 温暖化1 「光熱水使用量調査表」	各課等 担当者	実行主任	環境管理 推進員	各課等	3年
2	様式 - 温暖化2 「自動車燃費報告書」	各課等 担当者	実行主任	環境管理 推進員	各課等	3年

地球温暖化防止ガイドライン

制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	R2. 4.1		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩